

太陽光発電施設の設置・運営等に関する  
ガイドライン

平成 28 年 3 月 28 日

(平成 29 年 12 月 4 日改定)

(令和 2 年 8 月 11 日改定)

高知県

# 目 次

---

第1	ガイドライン策定の目的.....	1
第2	ガイドラインの対象.....	2
第3	事業者の遵守事項等.....	3
第4	市町村及び県の役割.....	11
第5	その他.....	12
	(別紙様式) 事業概要書.....	13
	(参考1) 太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアの確認.....	14
	(参考2) 事業化にあたって必要となる主な手続き (関係法令等).....	15
	市町村担当課一覧.....	17

## 第1 ガイドライン策定の目的

再生可能エネルギーの導入については、平成24年7月の固定価格買取制度開始以降、全国的に太陽光発電を中心に導入が大きく進んでいます。高知県では、平成23年3月に策定した「高知県新エネルギービジョン」において、太陽光発電を本県の優位な新エネルギーとして位置付けており、固定価格買取制度開始以降、太陽光発電の導入が進んできました。

こうした中、太陽光発電施設の設置・運営そのものに関する法令等がなかったことなどから、全国で地域住民等と太陽光発電事業者等との間でトラブルが発生し、本県においても問題となるケースが生じました。

国においては「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、「FIT法」という。）の改正（平成29年4月1日施行）により、固定価格買取制度の見直しが行われ、適切な事業実施の確保や地域との共生を図る観点から、「設備」認定から「事業計画」認定への認定制度の変更（※）、認定情報の公表、条例を含む関係法令の遵守等が新たに規定されました。

※事業計画認定への制度変更に伴い、構造物、電気設備、保守点検、立地に当たって発電事業者が遵守すべきこと等を定めた「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成29年3月資源エネルギー庁。以下、「国ガイドライン」という。）を新たに整備。

本ガイドラインは、こうしたことを踏まえ、太陽光発電事業者が高知県において事業を実施するにあたり、事前に災害発生リスクや地域住民への影響等を適切に把握し、対策を講じることなどにより、太陽光発電事業が地域と調和した事業となることを目的として策定したものです。

本ガイドラインでは、太陽光発電施設の設置・運営に関し、法令上の規制がない場合でも、遵守いただきたい事項を例示するなど、事業者の自主的な取組を求めています。

このほか、県内市町村では、条例、規則その他要綱等により独自に太陽光発電施設の設置について手続き等を定めている場合があります。本ガイドラインは、市町村の取組を妨げるものではありませんので、該当する市町村に相談のうえ、手続きをお願いします。

## 第2 ガイドラインの対象

本ガイドラインの対象施設は、高知県内において設置する「固定価格買取制度における認定を受け、全量売電を主たる目的とする出力50kW以上の事業用太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く）」です。対象施設を設置・運営する、又は設置・運営しようとする事業者（以下、「事業者」という。）は、本ガイドラインに基づき太陽光発電施設の適切な設置・運営をお願いします。

また、開発区域の面積が10ヘクタール以上の開発行為をしようとするときは、個別法に基づく許認可等申請手続きに先立ち、高知県土地基本条例の規定に基づく手続きが必要となります。本ガイドラインで求める取組の中で、例えば、地域への事業内容の事前説明など当該条例に規定する手続きと同様の取組については、当該条例に基づき行っていただくことになります。

なお、本ガイドラインでは、地域との合意を得た上で事業を進めていただくことを求めていますので、説明会等は一度に限らず、合意形成のために回数を重ねる、わかりやすい資料を用いて説明を行うなどの対応をお願いします。

### \*太陽光発電施設とは

太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備（変圧器、蓄電設備、送電線等）

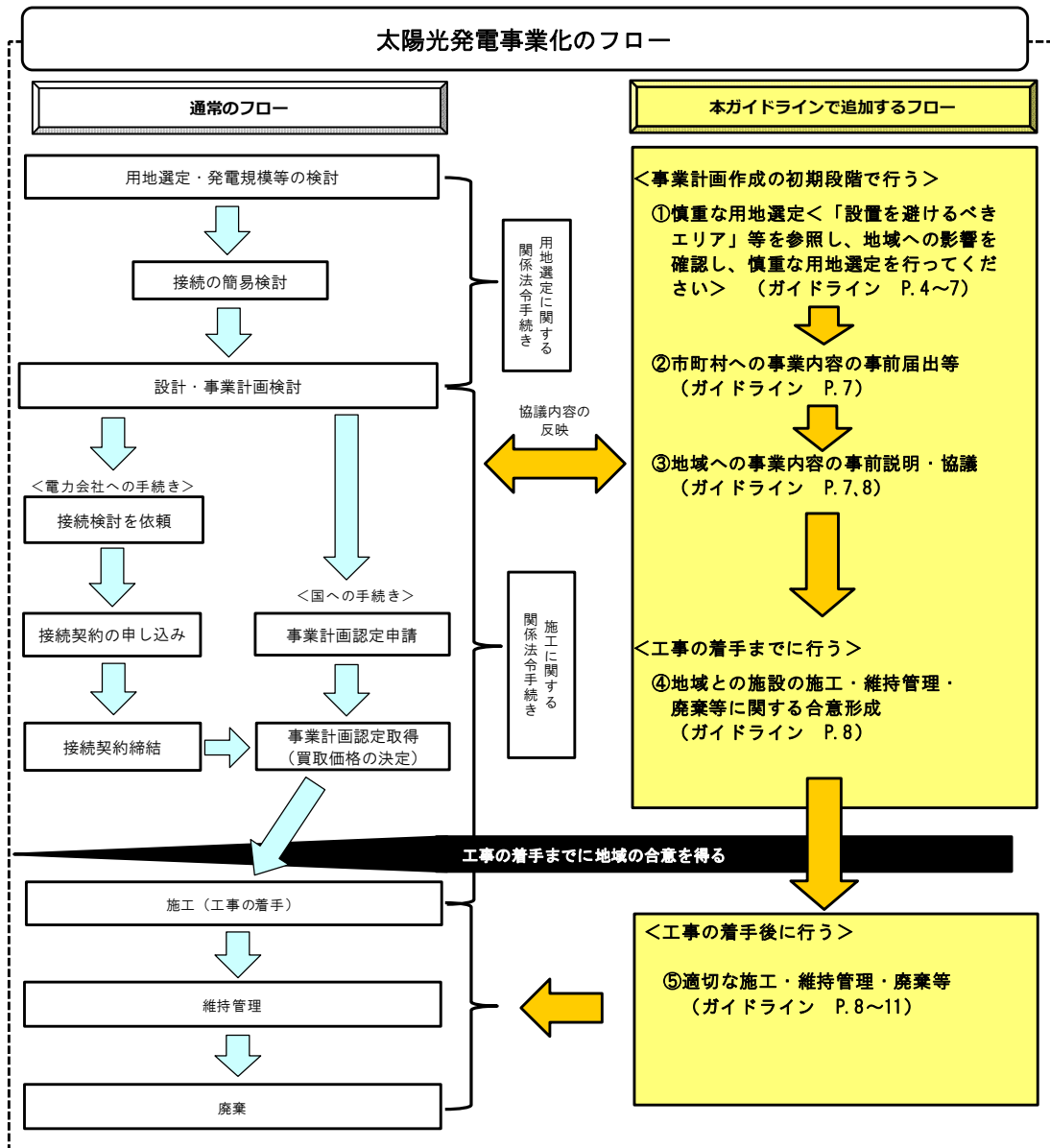
### \*出力とは

出力については、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値（※固定価格買取制度における事業計画認定時の「太陽光発電設備の発電出力の考え方」に基づく）

### 第3 事業者の遵守事項等

本ガイドラインでは、法令等に基づく太陽光発電事業化の際に必要な手続きに加えて、太陽光発電施設を適切に設置・運営していただくため、事業者を追加してお願いする手続きを定めています。

事業者は各手続きにおける事項を遵守してください。各手続きの詳細は、本ガイドラインの該当ページを参照してください。



※工事の着手とは、太陽光発電施設の設置のみならず、立地に向けた森林伐採、土地造成などを含みます。

→ 通常のフロー

→ ガイドラインで追加するフロー

※上記のフローは、平成29年4月1日施行の改正後のFIT法に対応するものとなっていますが、改正前のFIT法により平成29年3月31日以前に設備認定を得た事業者においても、②～⑤の手続きを行ってください。

## ①慎重な用地選定

高知県は、急峻な地形が多く、過去には台風などの雨による土砂災害が発生しています。

また、海、山、川の豊かな自然が身近にあり、こうした自然などを農林水産業や観光関連産業の取組に活かしています。

このため、本ガイドラインでは、土砂災害や水害の発生の恐れのある地域や希少野生動植物の生息地など、地域の生活環境、自然環境等に大きな影響を及ぼす可能性がある次表に掲げるエリアを太陽光発電施設の「設置を避けるべきエリア」とします。

太陽光発電施設を設置する用地の選定にあたっては、こうしたことなどを十分考慮し、慎重に検討してください。

区分	設置を避けるべきエリア		理由
	関係法令等	名称等	
生活環境等	砂防法	①砂防指定地	<p>①～⑥のエリアは、急傾斜地の崩壊、土石流等による土砂災害や山腹崩壊等による山地災害を未然に防止すること等を目的として、工作物の設置や土地の形を変える等の行為の制限やその危険性の調査が行われており、これらのエリア以外と比べて災害発生により周辺住民の生命・財産等を脅かすリスクが高く、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。</p> <p>①砂防指定地 河川の浸食や山腹崩壊等による土砂等の流出や堆積等が顕著であり、土石流による土砂災害を未然に防止するために、工作物の設置や土地の形を変える等の行為が制限される土地の区域です。</p> <p>②地すべり防止区域 地下水等に起因して発生する地すべりによる土砂災害を未然に防止するために、工作物の設置や土地の形を変える等の行為が制限される区域です。</p> <p>③急傾斜地崩壊危険区域 崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれがある急傾斜地及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、工作物の設置や土地の形を変える等の行為が制限される土地の区域です。</p> <p>④土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 1) 土砂災害警戒区域 急傾斜地の崩壊、土石流等土砂災害により、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある土地の区域です。 2) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊、土石流等土砂災害により、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域で、一定の開発行為の制限等がされる土地の区域です。</p> <p>⑤土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所） 土砂災害対策のための調査が行われ、地形や地質など</p>
	地すべり等防止法	②地すべり防止区域	
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	③急傾斜地崩壊危険区域	
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (土砂災害防止法)	④土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	
	山地災害危険地区調査要領	⑥山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）	

生活環境等(続き)			<p>から土石流、がけ崩れ及び地すべりによる土砂災害の危険性があると判定された土地の区域です。</p> <p>なお、高知県では土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施中であり、未調査および調査中の危険箇所は、今後、土砂災害警戒区域等に指定される可能性が高いエリアです。</p> <p>⑥山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区)</p> <p>山腹崩壊、地すべり、土砂流出等による災害の未然防止のために調査が行われ、地質や地形などから一定の基準以上の危険度があると判定された地区です。</p>
	河川法	<p>①河川区域</p> <p>②河川保全区域</p> <p>③河川予定地</p>	<p>河川法に基づく①～③の土地の区域等は、洪水時の流下への阻害や河川管理施設の損傷、また、一般公衆の自由使用の妨げになるおそれがあることから、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。</p> <p>①河川区域</p> <p>1号地：河川の流水が継続して存する土地の区域</p> <p>2号地：河川管理施設の敷地である土地の区域</p> <p>3号地：1号地と一体的に管理する必要がある区域</p> <p>②河川保全区域</p> <p>河川や河川管理施設を保全するために必要な最小限度の区域</p> <p>③河川予定地</p> <p>河川工事により、新たに河川区域内の土地となるべき土地</p>
	海岸法	<p>①海岸保全区域</p> <p>②一般公共海岸区域</p>	<p>海岸法に基づく①及び②の区域は、公衆の自由使用を妨げ、海岸保全施設を損傷させるおそれがあるため、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。</p> <p>①海岸保全区域</p> <p>海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置や管理を行う区域</p> <p>②一般公共海岸区域</p> <p>自然公物として公衆の自由使用に供される公共海岸のうち①を除いた区域</p>
	文化財保護法、高知県文化財保護条例	<p>国宝</p> <p>重要文化財</p> <p>国指定・県指定史跡</p> <p>名勝</p> <p>天然記念物指定地</p> <p>伝統的建造物群保存地区</p> <p>重要文化的景観</p>	<p>国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区、重要な文化的景観などの文化財は、国民共有のかけがえのない財産であり、将来にわたる保存や保護措置がとられていることから、これらの文化財の区域(場合によっては周辺地を含む)は、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。</p>
	農地法、農業振興地域の整備に関する法律	<p>農用地区域</p> <p>第1種農地</p> <p>甲種農地</p>	<p>農用地区域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により、農業上の利用を確保すべき土地として設定されている区域です。今後も優良な農地として利用を図るべきであるため、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。</p> <p>また、農用地区域以外であっても、10ヘクタール以上の規模の一団の農地や農業公共投資の対象となった農地は、農地法の第1種農地等に該当し、良好な営農条件を備え、農地としての利用が優先される土地であることから、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアとなります。</p>

生活環境等 (続き)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域	廃棄物が地下にある土地であって、土地の形質変更により生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあるため、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。
	景観法	景観計画区域のうち景観の保全・形成が特に重要な区域として市町村が指定する区域	市町村景観計画に定める景観計画区域のうち、重点的・計画的に景観の保全・形成を図る必要がある重点地区等として定められ、より厳しい制限によるきめ細かな景観形成が図られている区域であることから、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。
	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	重点地域	四万十川流域の川と一体的な生態系及び景観を形成し、又は自然を維持している地域は、「重点地域」として指定されています。 重点地域内では、災害の防止の機能、水害の防止の機能、水源のかん養の機能、生態系及び景観の保全の機能からみて、影響が大きい開発行為を条例により規制し、その生態系及び景観の保全が図られていることから、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。
	造林事業等の補助事業による造林、間伐等施行地の転用、伐採制限	補助事業により森林整備等を実施した区域	森林整備等を補助事業により実施した区域では、事業実施の翌年度から起算して一定期間（10年または5年）、林地の転用、立木の伐採が制限されていることから、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。 なお、林地の転用、立木の伐採は基本的に認められていませんが、やむを得ない理由により林地転用等を行う場合は、国等の承認及び補助金の返還が必要となります。
自然環境	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に重要な区域であることから、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。
	自然公園法、高知県立自然公園条例	国立公園 国定公園 県立自然公園	国立公園、国定公園及び県立自然公園は、傑出した自然の風景地として指定されており、その優れた風致又は景観を維持する必要性が高いことから、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。 なお、各公園の特別地域内の特別保護区、第1種特別地域等では、太陽光発電施設の設置が原則、認められていません。
	自然環境保全法、高知県自然環境保全条例	自然環境保全法の自然環境保全地域（特別地区） 高知県自然環境保全条例の高知県自然環境保全地域（特別地区）	自然環境保全法に基づく自然環境保全地域のうち、生態系構成上重要な地区及び生態系の保全を特に図ることを必要とする地区又は特定の自然環境を維持する必要がある地区等で、必要不可欠なものが特別地区として指定されています。 同様に高知県自然環境保全条例に基づく高知県自然環境保全地域においても特別地区が指定されています。 これらの特別地区は、生態系構成上の必要不可欠なもの等として、保護が図られていることから、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。
	高知県希少野生動植物保護条例	野生動植物保護区 県指定希少野生動植物の生息又は生育が確認されている地域	希少野生動植物のうち特に保護を図る必要がある種が「県指定希少野生動植物」として指定されています。また、「県指定希少野生動植物」の保護のために重要な地域が野生動植物保護区として指定されています。 県指定希少野生動植物について、その捕獲等や野生動植物保護区域での行為を条例で規制し、保護が図られていることから、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。



自然環境 (続き)	高知県うみがめ 保護条例	生育地等保護区	うみがめの産卵地及び生息地並びにこれらと一体的にその保護を図る必要がある重要な区域が「生育地等保護区」として指定されています。 うみがめについて、その捕獲等や生育地等保護区域での行為を条例で規制し、保護が図られていることから、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。
--------------	-----------------	---------	--

<参考>

次表に掲げるエリアへの太陽光発電施設の設置は、原則、認められていませんので、十分に確認してください。

関係法令等	エリアの名称等	区域の概要
森林法	保安林	保安林は、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益目的を達成する上で必要な森林機能を確保するため指定されており、立木の伐採や土地の形質変更が制限されています。
土壌汚染対策法	要措置区域	健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域であり、土地の形質変更が原則、禁止されています。
(再掲) 自然公園法、高知県立 自然公園条例	国立公園、国定公園及び県立自然公園の特別地域内の特別保護地区、第1種特別地域等	国立公園、国定公園及び県立自然公園の特別地域内の特別保護地区、第1種特別地域等は、国立公園等の優れた風致又は景観を維持するため指定されており、太陽光発電施設の設置が原則認められていません。

## ②市町村への事業内容の事前届出等

高知県内で、太陽光発電施設の設置を計画する事業者は、事業計画作成の初期段階で、設置を予定している市町村の担当課に「別紙様式 事業概要書」に必要事項を記入のうえ、届け出てください。

また、敷地内の排水を周辺市町村の河川等に流す必要がある場合など、事業の影響が想定される周辺市町村にも事業概要書を届け出るとともに、周辺市町村と相談の上、本ガイドラインに沿った取組をお願いします。

- ・上記事業概要書提出前において、市町村担当課から事業内容の説明を求められた場合は、可能な限り対応してください。
- ・市町村の条例、規則その他要綱等により、必要となる手続きが異なる場合があります。市町村担当課に手続き等の相談をしてください。
- ・県の条例、規則その他要綱等により、必要となる手続きが異なる場合があります。県担当課に手続き等の相談をしてください。

## ③地域への事業内容の事前説明・協議

太陽光発電施設の設置では、土地開発に伴う環境の変化や工事による周辺への影響、知らない間に突然工事が始まったことに対する地域住民等からの苦情、懸念また不安の声があがっている事例が発生しています。

事業者は、法令等により地域との合意形成が求められていない場合であっても、事業者の責任において、事業計画作成の初期段階から、地域の関係者に対して、事業内容を説明・協議し、工事の着手までに地域の合意を得た上で、事業を進めるようにしてください。

国ガイドラインにおいても、太陽光発電施設が地域と共生して長期安定的に電力を供給するため、説明会の開催などにより事業についての地域住民の理解を得ることや、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めることとされています。

- ・工事設計や事業計画の作成にあたっては、「⑤適切な施工・維持管理・廃棄等」の各項目に留意してください。
- ・説明が必要となる地域の関係者の範囲や説明方法は、施設の規模や設置場所により異なりますので、市町村担当課に相談して適切に対応してください。なお、市町村担当課において事前説明の相手方を紹介いただく際には、時間を要することもありますので、時間的な余裕を十分確保した上で対応してください。

※想定される地域の関係者：自治会、漁協など

- ・説明・協議を行う中で、施工・維持管理・廃棄等に関し、地域からの要望が出された場合は、誠実に対応してください。
- ・また、事業内容には、可能な範囲で、地域貢献や地域振興に関する事項を盛り込むよう努めてください。

※地域貢献事例：大規模災害に伴う停電時の地域住民等への充電電源の提供など

- ・国ガイドラインでも、事業計画作成の初期段階から自治体や地域住民の意見を聴き、適切なコミュニケーションを図るとともに、誠実に対応することが必要であるとの見解が示されています。

#### ④施設の施工・維持管理・廃棄等に関する地域との合意形成

事業者は、工事の着手までに、施工・維持管理・廃棄等の事業内容に関し、地域の合意を得てください。

国への事業計画認定申請にあたって、施工・維持管理・廃棄等について定めた事業計画の提出が必要となりますので、地域の意見を踏まえて、地域と調和した安定的かつ効率的な発電が可能となる事業内容としてください。

- ・合意内容について、市町村や地域から協定書等の締結を求められた場合には、誠実に対応してください。
- ・地域の合意を得た後に事業を別の事業者引き継ぐ場合は、地域との合意内容についても、責任をもって履行するよう引き継いでください。（内容を変更する場合には、再度、地域の関係者に事業内容を説明し、合意を得るようにしてください。）

#### ⑤適切な施工・維持管理・廃棄等

##### 1 防災面・環境面・安全面での対策

太陽光発電施設の設置にあたり、森林伐採や造成工事を伴う場合には、周辺環境への影響が想定されます。

特に、降雨の際に施設内から発生した濁水が、生活用水として利用されている河川、農業用水や漁場へ流入することに対する苦情や懸念が発生しています。また、地域によっては、豪雨の際の排水対策や土砂崩れ等を懸念し、太陽光発電施設の設置に不安を感じる場合もありま

すので、事業者は、以下の項目を遵守し、十分な対応を行うようにしてください。

#### ○濁水対策

- ・河川や水路は、農業用水の供給や漁場として本県の農業や水産業にとって重要な役割を果たしているだけでなく、地域によっては、水路等から直接、水を取水し、飲料水や生活用水として利用しています。このため、河川や水路において、工事に伴う濁水が発生しないよう、次のような工事中の濁水対策を適切に行ってください。

ア 工事を降雨の少ない冬季に行う

イ 調整池等の貯留施設の設置を優先して行う

ウ 沈砂池を設置する

エ ブルーシートなどにより表土の露出した箇所を保護する

- ・工事後においても濁水が発生しないよう、植生マットの使用や種子散布により下草を生やす、表土の流出を抑える防護シートの設置などの対策を予め施設の施工計画に盛り込み、濁水対策を適切に行ってください。

#### ○排水や土砂崩れ等対策

- ・施設の設置工事中のみならず、設置後の維持管理においても、土砂や汚泥の流出、周辺河川等への排水対策等について地元と確認を行うようにしてください。
- ・切土や盛土等を行う場合や斜面等にパネルを設置する場合には、土砂崩れ等も心配されますので、事前に内容を地域に説明し、擁壁などによる十分な対策を講じてください。
- ・調整池や沈砂池などを設置する場合にあっては、これらの調整池などに貯まる土砂等の定期的な除去・処分などについて事業計画に定め、適切に行うようにしてください。

#### ○騒音対策

- ・工事期間中に発生する騒音については、事前に内容を地域に説明し、必要に応じて対策を講じてください。
- ・発電開始後のパワーコンディショナー等から生じる騒音などについても、事前に内容を地域に説明し、必要に応じて対策（家屋に隣接した場所への設置を避ける、防音壁を設置するなど）を講じてください。

#### ○除草剤の使用

- ・除草剤などの薬剤は可能な限り使用しないようにしてください。
- ・除草剤などの薬剤を使用する際には、風の弱い日に使用するなど、必要に応じて、周辺へ飛散しないよう対策を講じるとともに、地域への事前周知などを行ってください。
- ・特に学校や病院などの公共施設、住宅、または農地に近接している場合は、それぞれの関係者と十分に協議してください。

#### ○パネルの反射光の対策

- ・周辺住宅等へパネルの反射光が影響することが予想されるときは、事前に内容を地域に説明し、必要に応じて、パネルを低反射タイプにする、傾きを調整するなどの対策を講じてください。

#### ○景観への配慮

- ・太陽光発電設備の設置により、良好な景観が損なわれることがないよう、事前に内容を地域に説明し、必要に応じて、植栽やフェンスなどで太陽光発電施設が目立たないようにするなどの対策を講じてください。

## ○柵塀等の設置

- ・第三者が容易に発電設備に触れることができないよう、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置してください。
- ・柵塀等の使用材料については、ロープ等の簡易的なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものにしてください。

## ○その他

- ・上記以外の項目についても、地域から要望があった場合などには、協議の上、必要に応じて対策を行うなど、円滑に事業を進めてください。

## 2 緊急連絡先の明示

災害時などにおいて地元市町村、周辺住民等が連絡をとれるよう、FIT 法施行規則及び国ガイドラインに基づき、発電事業者名（法人の場合は名称及び代表者氏名）、住所、連絡先（電話番号）等を表示した標識を外部から見えやすい場所に必ず設置してください。

- ・施設に起因すると思われる異常が発生した（または懸念される）場合には、迅速かつ誠実な対応に努めていただくとともに、速やかに市町村や地域に連絡してください。

## 3 保守点検・維持管理

改正後のFIT 法施行規則により国へ提出する適切な保守点検及び維持管理の実施計画に基づき、発電開始までに適切な保守点検、維持管理の実施体制を構築し、適切に事業を実施するようにしてください。

- ・点検にあたっては、施設だけでなく、周辺の状況についても確認してください。
- ・台風などが通過した後は、速やかに現地を確認し、設備の飛散や感電のおそれなど、施設及びその周辺に問題がないか確認し、対処するようにしてください。（台風などが事前に予想される場合は、事前の点検を行うようにしてください。）

## 4 事故発生時の対応等

次に掲げるような事故が発生した場合には、中国四国産業保安監督部四国支部への事故報告が必要となります。こうした事故等が発生しないように適切な保守点検・維持管理を行ってください。

- ア 太陽光発電施設の破損事故（自然災害に起因する事故を含む）
- イ 太陽光パネル又は架台の太陽光発電施設外への飛散
- ウ 太陽光発電施設等の破損に伴う土砂崩れ等による道路等の閉塞、交通の著しい阻害等
- エ 太陽光発電施設における事故が起因となって、多数の家屋等の施設又は工作物に著しい被害を与えた事故
- オ 著しく長期的かつ広域的な自然災害等により、広範囲の地域に著しい影響を及ぼした事故
- カ 太陽光発電施設の維持又は運用に係る一つ又は複数の要因が起因となって、道路や橋

などの施設又は工作物を破損又は不通とするなど社会的な混乱や不安等を生じさせた事故

- ・こうした事故が発生し、地域への被害が発生するおそれがある場合には、速やかに市町村や地域へ連絡してください。また、被害の防止又は拡大防止のための対応を行うようにしてください。
- ・資源エネルギー庁では、平成 28 年 10 月から、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する相談窓口を設置しており、誰もがホームページ等から情報提供ができるようになっていきます。先に掲げているような事故が発生した場合には、すみやかに中国四国産業保安監督部四国支部に連絡し、指示を受けるようにしてください。

#### <参考>

- ▶中国四国産業保安監督部四国支部 電話番号 087-811-8585
- ▶再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォーム URL (資源エネルギー庁ホームページ内)  
<https://reg18.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=nekf-sescs-ded1578b782ffb40a709833b4cb98223>

## 5 将来の撤去・廃棄

発電事業が終了した後は、速やかに施設を撤去するなど、適切な処理が必要となります。

太陽光発電施設に関しては、固定価格買取制度により急速に拡大してきたことから、固定価格買取制度の買取期間（20 年間）終了後に大量の廃棄物の発生や不法投棄が行われるような事態が懸念されています。

FIT 法施行規則において、事業終了時の適正な撤去及び処分やその実行に要する費用を想定した事業計画を国へ提出することや、発電施設を処分する際に関係法令を遵守し適切に行うことが定められています。撤去・廃棄については、事業計画の作成段階から検討し、環境省がとりまとめた「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」等に基づき具体的な方法を事業内容に盛り込んでください。

実際の撤去・廃棄にあたっては、関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」等に基づき、事業者の責任において適切に処理してください。

## 第4 市町村及び県の役割

### 1 市町村の役割

- (1) 事業者からの事前相談への対応
- (2) 事業者からの事業概要書の受取（内容確認）、保管
- (3) 事業者が施設設置にあたり、手続きが必要となる当該市町村の条例や要綱などの案内（必要であれば所管課を案内）
- (4) 事業者が地域に行う事業内容の説明方法などの相談への対応（相手先の案内）
- (5) 事業者の緊急連絡先の把握
- (6) 事業者の施設における異常（トラブル）発生時の状況把握

### 2 県の役割

- (1) 事業者及び市町村等に対する本ガイドラインの周知
- (2) 事業者が施設設置にあたり、手続きが必要となる県の条例や要綱などの案内（必要であれば所管課を案内）
- (3) 市町村や事業者からの求めに応じた助言等

## 第5 その他

- ・令和2年8月11日の本ガイドラインの改定前に既に市町村への事前届出等の手続きや工事に着手している事業者及び発電を開始している事業者も、可能な限り、改定後の本ガイドラインの趣旨に沿った対応をお願いします。
- ・本ガイドラインで求める取組について、対応が不誠実であると判断した場合には、経済産業省に報告することがあります。

## 事業概要書

令和 年 月 日

(市町村担当課) あて

<届出者：発電事業者<sup>※1</sup>>

住 所

事業者名

代表者名

印

担当者名・電話番号

TEL:

## 【太陽光発電事業の概要】

施設設置予定場所 (所在・地番)	
事業予定地の面積 (㎡)	
事業予定地の地目 (複数ある場合は各々の地目と 面積 (㎡) を記入)	
発電出力 (kW)	
設置工事着手予定年月日	令和 年 月 日
運転開始予定年月日	令和 年 月 日
連絡先 <sup>※2</sup>	事業者名
	代表者名
	住 所
	担当者名・連絡先
	TEL: ( ) -

※1 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に定める事業計画認定を申請する予定及び申請した、又は認定を受けた発電事業者を指します。

※2 連絡先の欄は、発電事業者とは別の事業者が、連絡の窓口となる場合は、必ず記載してください。

## 【説明】

- この概要書は、高知県内において「固定価格買取制度における認定を受け、全量売電を主たる目的とする出力 50kW 以上の事業用太陽光発電施設 (建築物へ設置するものを除く)」の設置を計画されている場合にご記入のうえ、施設所在地の市町村担当課及び排水先の河川が所在するなどの周辺市町村へ提出してください。
- 提出にあたっては、設置予定場所の位置が分かる図面を添付してください。
- この事業概要書は、法令や条例に基づく手続きではなく、関係市町村に事業の情報提供を行っていただくためのものです。
- ご提供いただいた情報については、市町村及び県の関係課、地域の関係者等で情報共有させていただきますことをご了承ください。(公開情報となります)
- 事業概要書の提出後に、「施設設置予定場所」、「発電事業者」などの記載内容が変更となった場合には、事業概要書を修正のうえ、再度提出をお願いいたします。  
また、事業概要書の提出後に、事業を取り止めることになった場合には、提出先の市町村へその旨連絡をしてください。

## (参考1) 太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアの確認

本ガイドラインのP.4～P.7に掲げる太陽光発電施設の設置を避けるべきエリア等については、別表1の所管部署において確認してください。

別表1：太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアの所管部署

令和2年8月11日時点

区分	設置を避けるべきエリア		所管部署	電話番号
	関係法令等	名称等		
生活環境等	砂防法	砂防指定地	高知県土木部 防災砂防課	088-823-9845
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	高知県土木部 防災砂防課	088-823-9845
			高知県農業振興部 農業基盤課	088-821-4566
			高知県林業振興・環境部 治山林道課	088-821-4581
			高知県土木部 防災砂防課	088-823-9845
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	高知県土木部 防災砂防課	088-823-9845
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (土砂災害防止法)	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 土砂災害危険箇所(土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所)	高知県土木部 防災砂防課	088-823-9845
	山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区)	高知県林業振興・環境部 治山林道課	088-821-4581
	河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	高知県土木部 河川課	088-823-9839
	海岸法	海岸保全区域、一般公共海岸区域	高知県土木部 港湾・海岸課	088-823-9883
	文化財保護法、高知県文化財保護条例	国宝、重要文化財、国指定・県指定史跡、名勝、天然記念物指定地、伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観	高知県教育委員会事務局 文化財課	088-821-4912
	農地法、農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域、第1種農地、甲種農地	高知県農業振興部 農業基盤課	088-821-4515
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域	高知県林業振興・環境部 環境対策課	088-821-4523
			高知市環境部 廃棄物対策課	088-823-9427
	景観法	景観計画区域のうち景観の保全・形成が特に重要な区域として市町村が指定する区域	関係市町担当課 (高知市、四万十市、本山町、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町)	
	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	重点地域	高知県林業振興・環境部 環境共生課	088-821-4863
関係市町担当課 (四万十市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町)				
造林事業等の補助事業による造林、間伐等施行地の転用、伐採制限	補助事業により森林整備等を実施した区域	高知県林業振興・環境部 木材増産推進課	088-821-4602	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	高知県中山間振興・交通部 鳥獣対策課	088-823-9039	
自然公園法、高知県立自然公園条例	国立公園、国定公園、県立自然公園	高知県林業振興・環境部 環境共生課	088-821-4842	
自然環境保全法、高知県自然環境保全条例	自然環境保全法の自然環境保全地域(特別地区)、高知県自然環境保全条例の高知県自然環境保全地域(特別地区)	高知県林業振興・環境部 環境共生課	088-821-4842	
高知県希少野生動植物保護条例	野生動植物保護区、県指定希少野生動植物の生息又は生育が確認されている地域	高知県林業振興・環境部 環境共生課	088-821-4842	
高知県うみがめ保護条例	生育地等保護区	高知県林業振興・環境部 環境共生課	088-821-4842	

### 備考(太陽光発電施設の設置が、原則認められていないエリアの所管部署)

関係法令	エリアの名称等	所管部署	電話番号
森林法	保安林	高知県林業振興・環境部 治山林道課	088-821-4581
土壌汚染対策法	要措置区域	高知県林業振興・環境部 環境対策課	088-821-4524
		高知市環境部 環境保全課	088-823-9471
(再掲) 自然公園法、高知県立自然公園条例	国立公園、国定公園及び県立自然公園の特別地域内の特別保護地区、第1種特別地域等	高知県林業振興・環境部 環境共生課	088-821-4842



## (参考2) 事業化にあたって必要となる主な手続き (関係法令等)

太陽光発電施設の設置にあたっては、県や市町村において様々な法令等に基づく手続きが必要となります。主な手続きは別表2のとおりですが、これ以外にも該当する手続きがあることもありますので、不備がないよう十分に確認するようにしてください。

手続きによっては、届出のみでなく許可が必要となる場合もありますので、詳細については所管部署へ相談してください。

別表2：必要となる主な手続き

令和2年8月11日時点

区分	関係法令等の名称	対 象	所管部署	電話番号
生活環境等	砂防法	砂防指定地内における ①施設又は工作物の新築、改築、移転又は除却 ②立竹木の伐採、樹根等の採取又は竹木等の滑下若しくは地引による運搬 ③土地の掘削、盛土、切土その他土地の現況を変更する行為 ④土石（砂れきを含む。）の採取若しくは鉱物の採掘又はこれらのたい積若しくは投棄	高知県土木部 防災砂防課	088-823-9845
	地すべり等防止法	地すべり防止区域内における ①地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為、その他地下水の排除を阻害する行為 ②地表水を放流し、又は停滞させる行為、その他地表水の浸透を助長する行為 ③のり切又は切土で政令で定めるもの ④ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良 ⑤①～④のほか、地すべり防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	高知県土木部 防災砂防課	088-823-9845
			高知県農業振興部 農業基盤課	088-821-4566
			高知県林業振興・環境部 治山林道課	088-821-4581
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内における ①水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ②ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ③のり切、切土、掘さく又は盛土 ④立竹木の伐採 ⑤木竹の滑下又は地引による搬出 ⑥土石の採取又は集積	高知県土木部 防災砂防課	088-823-9845
	河川法	河川区域、河川保全区域及び河川予定地における工作物の新築又は改築等の行為	高知県土木部 河川課	088-823-9839
	海岸法	海岸保全区域及び一般公共海岸区域における工作物の設置	高知県土木部 港湾・海岸課	088-823-9883
	文化財保護法、高知県文化財保護条例	文化財保護法に基づく、次の行為 ①土木工事等による埋蔵文化財包蔵地での掘削行為 ②史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	高知県教育委員会事務局 文化財課	088-821-4912
	農地法	農地の転用	高知県農業振興部 農業基盤課	088-821-4515
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内にある土地での設置		
農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく実施計画	工業等の導入に関する実施計画が定められている場合、当該計画への配慮			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域内における土地の形状又は性質の変更	高知県林業振興・環境部 環境対策課	088-821-4523	
		高知市環境部 廃棄物対策課	088-823-9427	
景観法に基づく景観行政団体（県・市町村）の景観計画	景観行政団体が策定する景観計画に定める行為（高知市、四万十市、本山町、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町）	関係市町担当課		

区分	関係法令等の名称	対 象	所管部署	電話番号	
生活環境等 (続き)	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	重点地域のうち、回廊地区内及び保全・活用地区内において、新築・増築・改築・移転又は撤去を行う場合	高知県林業振興・環境部 環境共生課 関係市町担当課 (四万十市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町)	088-821-4863	
	造林事業等の補助事業による造林、間伐等施行地の転用、伐採制限	事業完了年度の翌年度から5年又は10年以内の森林以外の用途への転用、立竹木の全面伐採除去	高知県林業振興・環境部 木材増産推進課	088-821-4602	
	森林法	地域森林計画の対象となる民有林の面積が1ヘクタールを超える開発	高知県林業振興・環境部 治山林道課	088-821-4581	
	土壌汚染対策法	3,000平方メートル以上の土地の掘削その他の土地の形質変更	高知県林業振興・環境部 環境対策課 高知市環境部 環境保全課	088-821-4524 088-823-9471	
	騒音規制法	指定地域での特定施設の設置、特定建設作業 (高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、四万十市、宿毛市、土佐清水市、香美市、いの町、芸西村)	関係市町村担当課		
	振動規制法	指定地域での特定施設の設置、特定建設作業 (高知市、室戸市、安芸市、須崎市、四万十市、いの町)	関係市町担当課		
	都市計画法に基づく開発許可	都市計画法で定められた規模以上の開発行為 (パネルが建築物に該当する場合等)	高知県土木部 都市計画課 高知市都市建設部 都市計画課 南国市都市整備課	088-823-9849 088-823-9465 088-880-6582	
	宅地造成等規制法	高知市内の宅地造成工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事を行う場合	高知市都市建設部 都市計画課	088-823-9465	
	建築基準法	建築基準法の建築物及び工作物に該当する施設を設置する場合	高知県土木部 建築指導課 高知市土木部 幡多土木事務所 高知市都市建設部 建築指導課	088-823-9864 0880-34-5222 088-823-9470	
	高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	3,000平方メートル以上の盛り土その他土地へのたい積行為	高知県林業振興・環境部 環境対策課	088-821-4524	
	高知県公害防止条例	大気汚染又は騒音に係る特定施設である場合 (騒音の特定施設は市町村に提出)	高知県林業振興・環境部 環境対策課 各市町村担当課	088-821-4524	
	高知県土地基本条例	開発区域の面積が10ヘクタール以上の開発行為	高知県土木部 用地対策課	088-823-9817	
	自然環境	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の特別保護地区内における ①建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること ②水面を埋め立て、又は干拓すること ③木竹を伐採すること ④①～③のほか鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるもの	高知県中山間振興・交通部 鳥獣対策課	088-823-9039
		自然公園法、高知県立自然公園条例	国定公園、県立自然公園の区域内における新築・増築・改築等の行為		
自然環境保全法、高知県自然環境保全条例		特別地区内における新築・増築・改築等の行為			
高知県希少野生動植物保護条例		・野生動植物保護区内における新築・増築・改築等の行為 ・県指定希少野生動植物の捕獲等の可能性がある場合	高知県林業振興・環境部 環境共生課	088-821-4842	
高知県うみがめ保護条例	生育地等保護区内における新築・改築・増築等の行為				
環境全般	環境影響評価法、高知県環境影響評価条例	【環境影響評価法】 ＜第1種事業＞ 出力4万キロワット以上 ＜第2種事業＞ 出力3万キロワット以上4万キロワット未満 【高知県環境影響評価条例】 ＜第1種事業＞ 出力4万キロワット以上又は施行面積50ヘクタール以上(特別地域を含む場合10ヘクタール以上)又は森林伐採面積20ヘクタール以上 ＜第2種事業＞ 出力2万キロワット以上4万キロワット未満	高知県林業振興・環境部 環境共生課	088-821-4554	

【市町村担当課一覧】

市町村	担当課	電話番号
高知市	新エネルギー推進課	088-823-9481
室戸市	企画財政課	0887-22-5147
安芸市	企画調整課	0887-35-1012
南国市	環境課	088-880-6557
土佐市	都市環境課	088-852-7647
須崎市	環境保全課	0889-42-5891
宿毛市	環境課	0880-63-1697
土佐清水市	環境課	0880-82-1214
四万十市	環境生活課	0880-34-6126
香南市	環境対策課	0887-57-8508
香美市	環境上下水道課	0887-53-1063
東洋町	住民課	0887-29-3394
奈半利町	地域振興課	0887-38-8182
田野町	保健福祉課	0887-38-2812
安田町	町民生活課	0887-38-6712
北川村	総務課	0887-32-1212
馬路村	健康福祉課	0887-44-2112
芸西村	企画振興課	0887-33-2114
本山町	政策企画課	0887-76-3915
大豊町	住民課	0887-72-0450
土佐町	総務企画課	0887-82-0480
大川村	総務課	0887-84-2211
いの町	総務課	088-893-1113
仁淀川町	企画課	0889-35-1082
中土佐町	町民環境課	0889-52-2213
佐川町	町民課	0889-22-7706
越知町	企画課	0889-26-1164
梶原町	環境整備課	0889-65-1251
日高村	産業環境課	0889-24-4647
津野町	建設課	0889-62-2314
四万十町	環境水道課	0880-22-3119
大月町	まちづくり推進課	0880-73-1181
三原村	総務課	0880-46-2111
黒潮町	住民課	0880-43-2800

【県担当課】

高知県	新エネルギー推進課	088-821-4538
-----	-----------	--------------